

～自分で法的根拠を調べる～

地方公務員法

地方公務員法の知識を習得するとともに、制度の基本理念や仕事の法的根拠にあたる必要性を理解し、自分で調べ、考えることができる職員を育成することで、法的根拠に基づき円滑に職務を遂行できる組織づくりを目指す。

実施日程

第1回	6月16日	(木)
第2回	6月30日	(木)
第3回	7月21日	(木)
第4回	8月10日	(水)
第5回	11月11日	(金)
第6回	2月8日	(水)

【各日程 9:00～17:00】

採用1～3年目の職員を想定した内容の研修です。

※特別区職員研修所の新任研修で扱う地方公務員法の内容は学習済みの前提で講義を進めます。



- 対象 1級職の職員
- 定員 各回30～40名(予定)
- 講師 特別区人事・厚生事務組合職員(予定)
- 場所 特別区職員研修所(千代田区神田相生町1番地秋葉原センタープレイスビル4・5・6階)
(千代田区九段北1-1-4)

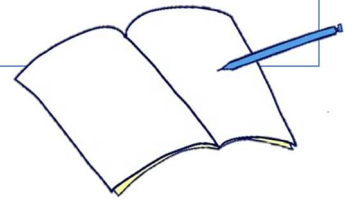
研修所の移転に伴い、実施会場が年度途中で変わります。詳細は受入後の案内でご確認ください。

【お問合せ】 特別区職員研修所 教務課 基本研修係 03-5298-3930～6

カリキュラム

概 要	
○法令読解の基礎知識	○地方公務員法の基本理念
○服務	○任用・人事機関
○分限及び懲戒	○総合演習

※ カリキュラムの一部が変更となる場合があります



受講者の声

具体的な事例検討もあわせて条文を理解することができたため、今後研修で学んだことを活用できます。

座学だけでなく、グループワークや他者の発表を通して理解が深まりました。

はじめての地方公務員法で不安でしたが、わかりやすい説明と資料で大変勉強になりました。